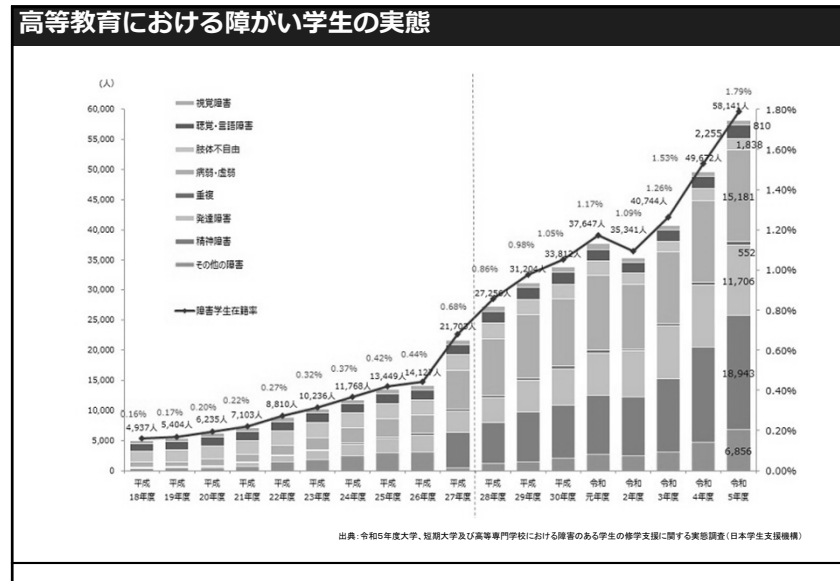


大学等における合理的配慮の対応

小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室 杉山 成
E-mail: sugiyama@res.otaru-uc.ac.jp

1



2

高等教育における合理的配慮の考え方

これまでの経緯

- 障害者権利条約 (2006年国連採択)**
差別の禁止と合理的配慮の義務
高等教育における合理的配慮の提供
合理的配慮の定義
- 障害者基本法 (2011年改正法施行)**
障害の社会モデル
障害を理由とした差別の禁止
社会的障壁の除去と合理的配慮の提供
- 障害者差別解消法 (2016年施行)**
国立大学における合理的配慮の法的義務化
私立大学における合理的配慮の努力義務化
- 障害者差別解消法 (2024年改正法施行)**
国立大学における合理的配慮の法的義務化
私立大学における合理的配慮の法的義務化

文科省第一次まとめ (2012年)
高等教育における合理的配慮の定義を策定
障害学生支援に関し、取り組むべき事項及び取り組み際の観点を整理

文科省第二次まとめ (2017年)
障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処を示す

文科省第三次まとめ (2024年)
改正法施行に合わせ、障害学生支援の基本的考え方や取り組むべき諸課題やその対応を示す

3

高等教育における合理的配慮の考え方

合理的配慮の考え方

○障害者の権利に関する条約(国連, 2006)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされる者であり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

○第一次まとめ(2012)

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、**大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**であり、大学等に対して、**体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

- 合理的配慮とは「変更・調整」を行うこと
- 個々の学生の教育的ニーズに応じて提供するものであること
- 大学等にとって過大な負担ではないもの

4

高等教育における合理的配慮の考え方	
<p>不当な差別的取り扱いの考え方</p> <p>○障害を理由とした差別の解消に関する基本方針(閣議決定, 2015)</p> <p>障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、障害のある人に財・サービスや各種機会を提供するにあたり、正当な理由なく、障害を理由として場所や時間帯などを制限すること 障害のない人に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利や利益を侵害すること</p> <p>○第二次まとめ(2017)</p> <p>正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 正当な理由が否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点(安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、存在発生の防止 等)から判断する。 一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。 あらゆる場面(入学前相談・入試・講義・実習・演習・実技・実験・研究室選択・試験・評価・単位認定・留学・インターンシップ・課外活動)で発生しうるとい認識が不可欠 障害を理由としたハラスメント防止の取り組みの徹底が必要 	

5

高等教育における合理的配慮の考え方	
<p>視覚障害(盲)</p> <p>申し出内容 入学前に、特別支援学校より支援の申し出がある。概要としては、点字受験、入学後の点訳(データ化)による授業資料の提供、慣れるまでの学内移動支援、点字ブロックの設置など。また社会福祉士の資格取得も希望しているため、実習での配慮の申し出もあった。</p> <p>話し合い 障害学生支援室職員が視覚障害学生支援の先進大学に行き、その実践を参考に本学での支援について本人とある程度形を決める。入学式までに数回面談し、3月末には、事前に時間割やシラバスのデータを渡すなど準備を進めた。</p> <p>支援内容 教員への周知文書の配付(点字で定期試験や小テストなどを受験すること、授業資料を1週間前にデータあるいは紙資料で提供してほしいこと等を伝える)、学生サポーターによる支援(誘導、掲示板の代読、教科書の対面朗読、授業資料のテキストデータ化、図書館文献検索補助など)、職員による支援(相談支援、履修登録の支援、外部点字受験問題の作成依頼、実習での配慮等)を障害学生支援室を中心に教務課と連携しながら実施。学内設備については管財課と点字ブロックの設置や学内で工事等ある場合の連絡をすることなどを実施。そのほか支援機器の導入。</p> <p>ニーズへの対応 施設・設備については、予算の問題で時間がかかった。必ずしもすべての教員が協力的とは限らない。また非常勤の教員は事前に学生の障害状況を確認がしづらいなど難しい面もある。</p> <p>学生の反応 何事にも積極的で行動力がある学生のため、最初に対応に戸惑っていた教員も次第に協力的になってきた。ただお願いをしていても資料が事前に届かないことも多く、スムーズにいかないことに不満をもちすることも多い。</p>	

6

高等教育における合理的配慮の考え方	
<p>聴覚・言語障害(聾)</p> <p>申し出内容 ゼミの参加者に留学生がいるため、ゼミのディスカッションが英語で行なわれることが多い。ディスカッションに参加するために手話通訳を希望。</p> <p>話し合い 学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について障害学生支援室員が提案し、当該学生は納得した。</p> <p>支援内容 英語で行なわれるディスカッションについて、英語を聞いて日本語で通訳するのは二重の翻訳であり、過重な支援と判断したため、英語-日本語通訳による支援はできないと回答。英語からASL(アメリカ手話)に通訳できる支援者をお願いすると、謝金出償が高く、毎週行なわれるゼミに手配するほどの経費支出は難しい。英語を聞いて英語でPC入力する形であれば対応は可能ではないかと考え、英語が得意な学生(帰国子女、海外生活または滞在経験のある学生)や英語をネイティブとする地域の方を探し、短期間であるがPC要約筆記者として養成をし、派遣した。以上の事情を説明し、当該学生もそれに同意した。</p> <p>ニーズへの対応 支援者は配置したが、異なる手段であった。</p> <p>学生の反応 英語のPC要約筆記は、英語力、要約力、タイピング力が求められるため、十分な情報を提供できなかったと思われるが、学生からは「少しでも情報が得られたので助かっている」という感想があった。また支援者養成にも協力してくれ、チームとなって支援提供ができた。</p>	

7

高等教育における合理的配慮の考え方	
<p>重複</p> <p>申し出内容 障害により、新型コロナウイルス感染症に関する易感染性がある。また、鬱や起立性調節障害もある。感染リスクの点に加え、起床時間の調整が難しいことから、通学が困難である。そのため、対面試験を全てレポート提出に代替して欲しい。</p> <p>話し合い 障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、学部教務担当部署、教育部門と本人とで協議を行った。</p> <p>支援内容 面試験全てをレポート評価に代替することについては提供せず、別室での対面試験実施を提案した。学生からは「レポート代替不可の理由として、大学側は教育の本質の変更不可をあげているが、どういう考えかあらためて確認したい」との不服の申し立てがあった。それに対し、学部から回答を行ったところ(国家試験や関連試験が全て対面で実施されることと整合性の確保、及び専門的な知識が要求されること(学部のディプロマシーポリシーや各科目のシラバスより))、本人は別室受験という提案を受け入れた。</p> <p>ニーズへの対応 対面試験全てをレポート評価に代替することは、教育の本質変更に関わるものとして提供されなかった。</p> <p>学生の反応 学生は理解し、別室受験に前向きに取り組もうとしている。</p>	

8

高等教育における合理的配慮の考え方

発達障害 (LD)

申し出内容 出身高校の教員から、発達障害の学生が入学するにあたり、生活面を含めた特別な支援を希望するとの申し出があった。特異的識字障害で、ノートが取れない、文章が書けないといった点と生活面では整理整頓ができない、指示がないと動けないという点について支援を求められた。

話し合い 高校の教員、本人、母親と学生支援チームが面談を行った。はじめに高校時代に受けていた学習面での支援内容と生活面での支援内容を聞き取り、大学生活で引き続き実施できる支援とできない支援について説明をした。その上で、希望する支援内容を聞き取り、学部教授会等において合理的配慮を決定することになった。

支援内容 学部では支援者として担任が個別指導にあたることになった。支援内容は、授業内容の確認(復習)、レポートの作成、提出物の声掛け他である。生活面では学生寮に入居することになったため、学生寮スタッフが個別指導にあたる。その他、半期に一度の面談を継続して実施している。

ニーズへの対応 高校時代のクラスメートによる支援のような友人による支援がなかった。

学生の反応 1年次終了時に面談を実施し、この1年間について話したところ、成績評価方法がレポート課題による場合はなんとか合格できるが、試験の場合は合格することは困難であると考えており、志望していた保育士資格の取得に対して意欲を失っていた。本人は学生寮での生活が困難であり退寮して一人暮らしをするつもりであったが、結局、2年次前期の学費未納により除籍となった。学費の納入督促に対して、保護者から何も応答がなく、不審に感じたため高等学校の担任へ電話したが、本人及び保護者から具体的な説明はなかった。感想としては、高校まで受けていた支援を大学で実現することは不可能であり「合理的配慮」について双方の意見を調整していきかけたが、本人にその意欲がなく、学生と保護者としては「期待する支援が受けられない」と判断されたように感じている。

9

高等教育における合理的配慮の考え方

発達障害 (ADHD)

申し出内容 大事なことを忘れることが多く、病気でないかと気になり、臨床心理士のカウンセリングを受けたり、病院を受診した結果、ADHDの診断を受けた。本人は、大学での就学を強く希望しているので、必要な支援をお願いしたい。

話し合い 学生本人、家族、発達障害者支援センター所長、障害者相談支援センター職員、個別担任、学生支援課職員、保健管理センター看護師等と面談し、修学面、生活面での支援内容をその都度相談。

支援内容 学科と学生支援課間の連絡のための専用メールアドレスを設置。休講・補講情報を学生支援課から伝達(毎朝、本人が来室)。レポートの提出先を学生支援課に統一。所属学科以外の講義担当教員に対してADHDの説明及び協力依頼。支援学生による過去問収集や定期試験の時間割作成のサポート。講義の録音許可。同じ学科の学生に修学支援やレポート提出支援のためのチューターを依頼。支援学生やチューターが本人のスケジュールをインターネット上で確認できるようにした。

ニーズへの対応

学生の反応 相談を受けた時点では、卒業は無理かもしれないと思われた事例であったが、本人の努力もさることながら、支援学生、個別担任、チューター及び学外機関との連携により、着実に単位を修得、サークルでの活動も含め、学生生活を存分に楽しみ、就職先も自由応募で決めた。就職先の企業から、現在は、同期入社の中でもリーダー格として活躍しているとの報告を受けている。

10

高等教育における合理的配慮の考え方

建設的対話の考え方

○第三次まとめ(2024)

障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い

- 合理的配慮の提供にあたっては、社会的障壁を取り除くために必要な対応について、**障害学生と大学側が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要。**
- 障害学生からの申し出への対応が難しい場合でも、障害学生と大学の双方が持っている情報や意見を伝え合うなどの建設的対話を通じて相互理解を深めることで目的に応じた代替手段が見つかることもある。

竹田一則(2024)

11

高等教育における合理的配慮

合理的配慮調整、不当な差別的取り扱い、建設的対話については事例を踏まえると理解しやすいように思います。下のサイトに興味深い事例が紹介されています。

- 学生支援機構 (今回の事例はここから引用しました)
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/index.html
- 内閣府 「合理的配慮等具体例データ集」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
- 労働省 「障害者への合理的配慮好事例集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001234010.pdf>

12